



介護支援ボランティア活動の流れ



富士見市
マスコットキャラクター
ふわっぴー

①富士見市社会福祉協議会へボランティアの登録をします

介護支援ボランティア登録申請書に記入していただきますので、印鑑と介護保険被保険者証のコピーをおもちください。登録が完了すると活動手帳をお渡しすると共に、ボランティア活動保険に加入いただきます。（掛け金年間 300 円 自己負担）

②介護支援ボランティア活動をします

ボランティア受け入れ施設でボランティア活動をします。なお、ボランティア活動についてのご相談は、富士見市社会福祉協議会でお受けしています。

③手帳にスタンプ（ポイント）をもらいます

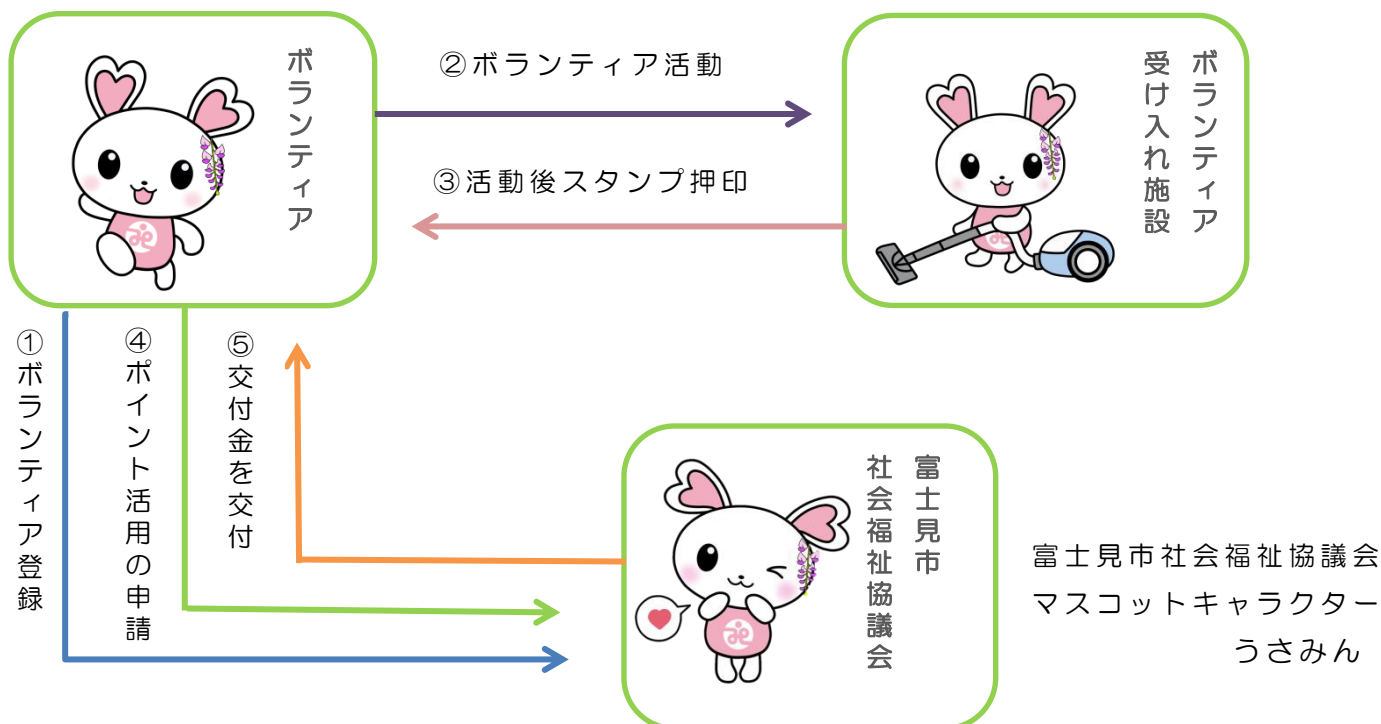
ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設から活動手帳にスタンプを押してもらいます。※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日 2 スタンプが上限です。

④評価ポイントの活用（交付金の振込み）の申出をします

前年度に集めたスタンプ（ポイント）を活用して、交付金を受け取る手続きをします。年度毎の交付金の上限額は 5,000 円です。

⑤評価ポイントの数に応じて交付金が口座に振り込まれます

評価ポイントに応じた額の交付金が、申請者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。




※要支援、要介護認定を受けていない方が対象です。

はじめませんか？

介護支援ボランティア！！

まだまだ元気！！
だから皆の為に！

介護支援ボランティアポイント事業とは？



65歳以上の皆様が介護施設等でボランティアとして活躍されることで、高齢者の社会参加と介護予防を進め、いきいきとした地域社会をつくることを目的とした事業です。

ボランティアをしてスタンプ（ポイント）をためると、翌年度に特典と交換できます。

まずは、介護支援ボランティアの説明会にご参加ください。

対象活動

- レクリエーション等の指導及び補助
- お茶出し及び配膳、下膳等の補助
- 散歩、外出及び施設内移動介助の補助
- 利用者の話し相手
- 施設の職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
- 草取り又は草花等の手入れ
- その他

実施主体
富士見市健康増進センター
☎ 049-252-3771

お問合せ先

管理機関
社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会
☎ 049-254-0747